地域メッシュ統計の特質・沿革

1 地域メッシュ統計の特質

地域メッシュ統計とは、緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目 (Mesh) の区域に分けて、統計データをそれぞれの区域に編成したものです。

この手法によれば、地域の実態をより詳細に、かつ同一の基準で把握することができるので、統計調査ごとに独自に設定される調査区の区画や面積の相違にとらわれることなく、地域間比較や時系列比較など異なる統計調査の結果を同一の条件で分析できるという特長があり、単一の調査結果からは得られない複合的かつ高度な小地域情報を得ることができます。そこで、国・地方公共団体における都市計画や地域開発、防災・環境計画、公害対策等の企画・立案のほか、市場・商圏分析、学術研究等、官民を問わず広範な分野で利用されています。

このように作成した地域メッシュ統計には、次のような利点があります。

- ① 地域メッシュは、ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分されている ので、地域メッシュ相互間の事象の計量的比較が容易です。
- ② 地域メッシュは、その位置や区画が固定されていることから、市町村などの行政 区域の境域変更や地形、地物の変化による調査区の設定変更などの影響を受けることがなく、地域事象の時系列的比較が容易です。
- ③ 任意の地域について、その地域内の地域メッシュのデータを合算することにより、 必要な地域のデータを容易に入手できます。
- ④ 地域メッシュは、緯度・経度に基づき区画されたほぼ正方形の形状であることから、位置の表示が明確で簡便にできるので、距離に関連した分析、計算、比較が容易です。

地域メッシュ別に情報を表示する方法(以下「メッシュ法」という。)は、統計データの表示のみにとどまらず、地形、自然環境、行政地域、道路・鉄道、公共施設、文化財などの位置・範囲等を数値化して表示するなど、多くの分野で広まっています。これらの数値情報と統計データを重ね合わせて地域メッシュ別に表示あるいは分析することにより、地域メッシュ統計を更に多角的に利用することができます。

一方,地域メッシュ統計の作成については技術的な難しさもあります。地域メッシュは緯度・経度によって区切られていますが,通常,統計データは不規則な形状・面積の地域単位(調査区)で調査され,集計されています。したがって,このようなデータを地域メッシュの区画に組み替えるには,統計調査地域と地域メッシュとの対応付けを行う必要があります。この組替えには、多くの労力と時間を要しますし,組替え方法によっては,データの精度が低下するおそれがあります。

このような問題の解決のために、総務省統計局では、地域メッシュ統計の編成に当た

って, 合理的な編成方法の企画, 統計調査地域と地域メッシュの対応付けの工夫など, 種々の改善策を図っています。

2 地域メッシュ統計の歴史的背景

メッシュ法の考え方は,地理学の分析手法の一つとして開発されたもので,1929年(昭和4年)にフィンランドの地理学者グラニョー(J.G. Granö)が1km²のメッシュを用いて自然事象や社会事象の地域的分析を行った研究論文を発表したのが始まりといわれています。以後,地理学の分野で空間的な分布状況や発展過程の分析・解明の手法として多く用いられてきました。

これを我が国の官庁統計において初めて利用することとなったのは、日本の経済が高度成長下にあった昭和44年です。この年、総理府統計局(現総務省統計局)は、「国土実態総合統計」として首都圏など一部地域を対象に試験的に昭和40年国勢調査、昭和41年事業所統計調査及び昭和43年住宅統計調査に関する地域メッシュ統計を作成しました。その後、国、地方公共団体はもとより民間機関など各方面でメッシュ法による地域情報の収集、整備が進められてきています。

地域メッシュ統計が小地域の統計として必要となってきた背景には,小地域情報に対する需要の増大があります。

第一に、昭和30年代からの経済成長がもたらした人口の都市集中など、社会、経済環境の急速な変化により、国や県を始め市町村レベルにおいても地域格差の是正と均衡のとれた発展が課題となり、これに伴い、民間企業でも市場調査や合理的経営の必要性から現状認識や将来予測の基礎資料として従来よりもきめの細かい地域情報の需要が高まりました。

第二に、昭和28年に町村合併促進法が施行され、多くの市町村で合併が行われた結果、全国の市町村数は昭和25年の10、414(国勢調査時の市町村数。東京都特別区部は1市として計算。)から、合併が一段落した昭和35年には3、511に減少しました。その結果、1市町村当たりの規模が昭和25年の人口約8、000人、面積約36km²から、昭和35年には人口約27、000人、面積約107km²と3倍強に拡大されました。ところが、統計の集計・表示単位は従前どおり市町村単位のままであったことから、より小さい区域の統計データの必要性が増しました。

第三に,市町村が共同して上下水道や終末処理場などの公共施設を設置するようになり,こうした広域市町村圏の社会基盤整備計画の策定に際しては,従来の市町村単位の統計データでは不十分な場合が多くなりました。

このような変化に対応するため、総務省統計局では、主として人口統計の分野で幾つかの改善を行いました。まず、昭和35年国勢調査から、各市町村において小地域統計が得られるよう調査区別集計を行うこととしました。また、市町村の合併により市部地域

が拡大され、市部・郡部別の地域表章が都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として昭和35年国勢調査から「人口集中地区」(Densely Inhabited District:略称DID)を設定し、これを統計表示の地域区分としました。

このように、市町村よりも小さい統計地域区分を設定してきましたが、これらの地域区分による統計データの利用には、少なからず不便が伴います。例えば、国勢調査の調査区は、調査を実施する上で国勢調査員の調査担当区域を明確にするために設定される地域区分であり、大きさが一定でなく、かつ、形状も不規則で調査の都度その境界が変更される場合があります。したがって、同一調査区の統計データを時系列で比較することが困難な場合があるほか、調査区の位置を知るには調査区地図などの調査関係書類が必要で、現地との照合が困難であるなど利用上の不便があります。また、統計調査間で調査区の地域区分が異なる場合は統計データの比較ができません。

そこで、これらの不便を解消する小地域区分として、また、各種の統計データを共通の小地域区分で収集・比較するため、メッシュ法の導入が提案され、様々な検討を経た上で現在の「地域メッシュ」が考案され、昭和48年に行政管理庁(現総務省)により、統一的な作成方法等を定めた「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」(昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号)(以下「告示第143号」という。)として告示されました(19ページに参考として全文掲載)。

この告示第143号による地域メッシュの作成方法は、昭和51年1月に、日本工業規格 (JIS) にコード「JIS C 6304」として制定されました。その後、昭和62年3月1日に、「JIS X 0410」へ移行しました。

また,地域メッシュ統計と共に,昭和45年国勢調査から平成2年国勢調査にかけては,都市部の市域内を細分化した「国勢統計区」を設定し,平成7年国勢調査から,市区町村を町丁・字等別に細分化した「町丁・字等別集計」を行っています。

用語の解説

<調査区>

統計調査を実施する際に、統計調査員の担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防止するために調査区が設定されます。したがって、調査区は統計調査の円滑な遂行を目的として設定されており、これを結果の表示単位として用いることは副次的なものであるといえます。

現在,我が国における各種統計調査の調査区のうち,全国を網羅するものとしては「国勢調査調査区」と「事業所・企業統計調査調査区」があり、それぞれ集計の単位としても用いられています。また、これらの調査区は、前者は世帯を,後者は事業所を調査対象とする各種標本調査の調査区あるいは抽出単位として広く利用されています。

なお、国勢調査については、平成2年国勢調査から「基本単位区」という、よりきめ細かな地域が設定され、各調査区は原則として一つ又は二つ以上の基本単位区をもって構成するよう設定されており、調査区に変わって集計の単位として用いられています。

<基本単位区>

基本単位区は、国勢調査の調査区設定の基礎単位地域とするとともに、国勢調査結果の集計上の恒久的かつ最小の地域単位として利用するため、平成2年国勢調査から導入されました。基本単位区の区画方法は、街区方式による住居表示を実施している地域については原則として街区を、それ以外の地域については街区に準じた小区画を基本単位区としています。

3 地域メッシュ統計の作成状況

国の行政機関が実施している統計調査のうち、その結果を地域メッシュ別に編成して 地域メッシュ統計を作成している主なものは、表1のとおりです。

表1-1 地域メッシュ統計の作成状況(総務省統計局)

	表コーコ 地域メッシュ統計の 	作成状況(総務省統計局)
省庁名	地域メッシュ統計名	統計調査名及び調査年次
- H	 昭和40年国勢調査に関する地域メッシュ統計	昭和40年国勢調査
	昭和45年 リ	昭和45年 〃
	昭和50年 "	昭和50年 "
	昭和55年	昭和55年 "
	昭和60年 "	昭和60年 "
	平成2年 "	平成2年 "
	平成7年 "	平成7年 "
	平成12年 "	平成12年 "
	平成17年 "	平成17年 "
	平成22年 "	平成22年 "
	昭和41年事業所統計調査に関する地域メッシュ統計	昭和41年事業所統計調査
	昭和50年 "	昭和50年 "
	昭和53年 "	昭和53年 "
	昭和56年 "	昭和56年 "
	昭和61年 "	昭和61年 "
	平成3年 "	平成3年 "
総	平成8年事業所・企業統計調査に関する地域メッシ	, , , , ,
務	ュ統計	1 // 3 1 // // I I I // // I I // // I I // // I I // //
省	平成13年事業所・企業統計調査に関する地域メッシ	平成13年事業所・企業統計調査
統	ユ統計	
計	平成18年事業所・企業統計調査に関する地域メッシ	平成18年事業所・企業統計調査
局		
	昭和50年国勢調査,昭和50年事業所統計調査	昭和50年国勢調査,昭和50年事業所統計調査
	のリンクによる地域メッシュ統計	
	昭和55年国勢調査,昭和56年事業所統計調査	昭和55年 " , 昭和56年 " 等
	のリンクによる地域メッシュ統計	
	昭和60年国勢調查,昭和61年事業所統計調查	昭和60年 " , 昭和61年 " 等
	等のリンクによる地域メッシュ統計	
	平成2年国勢調査,平成3年事業所統計調査等	平成2年 " ,平成3年 " 等
	のリンクによる地域メッシュ統計	
	平成7年国勢調査、平成8年事業所・企業統計	平成7年国勢調査,平成8年事業所・企業統計調査等
	調査等のリンクによる地域メッシュ統計	
	平成12年国勢調査,平成13年事業所・企業統計	平成12年国勢調査,平成13年事業所・企業統計調査等
	調査等のリンクによる地域メッシュ統計	
	昭和50年・55年国勢調査結果の増減	昭和50年・55年国勢調査
	昭和55年・60年 "	昭和55年・60年 "
	昭和43年住宅統計調査に関する地域メッシュ統計	昭和43年住宅統計調査

注)事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計は簡易調査時には作成していません。

表 1 - 2 地域メッシュ統計の作成状況(総務省統計局以外)

省庁名	統計調査名			
環境省	自然環境保全基礎調査			
農林水産省	世界農林業センサス			
経済産業省	工業統計調査			
座仍座来自	商業統計調査			
国土交通省	宅地利用動向調査(首都圏,近畿圏,中部圏)			

[※]上記についての詳細は、所管省庁にお問い合わせください。

4 地域メッシュの区分方法

(1) 標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードの体系

総務省統計局を始め国の行政機関が作成している地域メッシュ統計の主なものは, 告示第143号に基づく「標準地域メッシュ」を使用して作成されています。

この告示では、統計に用いる標準地域メッシュを、「基準地域メッシュ」、「分割地域メッシュ」及び「統合地域メッシュ」の3種類と定め、各地域メッシュの区分方法とメッシュ・コードの表示方法を規定しています。

基準地域メッシュは、図1に示す第1次地域区画を基に区画されます。第1次地域区画は、緯度を40分間隔、経度を1度間隔に区分した区画です。これを縦横に8等分した区画が第2次地域区画、さらにこれを縦横に10等分した区画が基準地域メッシュ(第3次地域区画)となります。

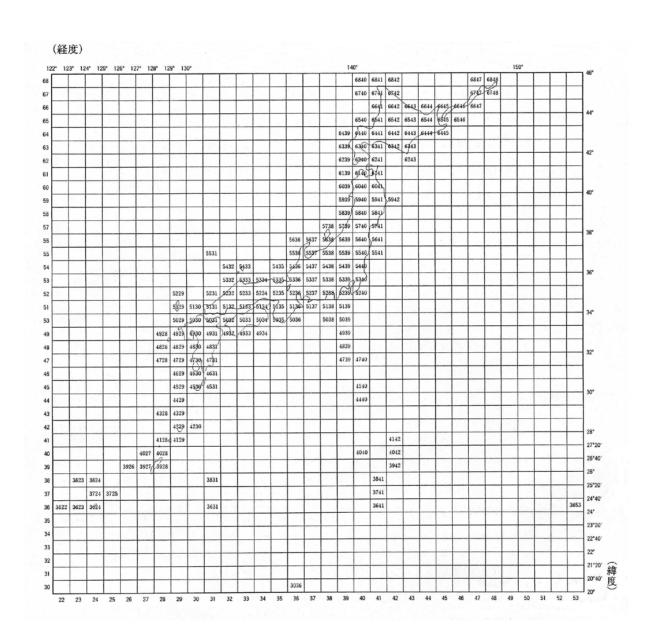
分割地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2分の1、4分の1又は8分の1に等分した区画であり、統合地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2倍、5倍又は10倍した区画です。各地域メッシュの体系と地域メッシュ・コードの関係は、表2のとおりです。

表2 標準地域メッシュの体系と地域メッシュ・コードの関係

地 域 区	画	地或	地域メッシュ・コードの例			
	標準地域メッシュ		けた数			
		1)2)3(4)	56	78	91011	
第1次地域区画		5438		 		
第2次地域区画	10倍地域メッシュ	5438	23			
	統合地域メッシュ 〈 5倍地域メッシュ	5438	23	4		
	2倍地域メッシュ	5438	23	<u>64</u>	<u>5</u>	
第3次地域区画	基準地域メッシュ	5438	23	43		
	2分の1地域メッシュ	5438	23	43	<u>1</u>	
	分害地域メッシュ 〈 4分の1地域メッシュ	5438	23	43	1 <u>2</u>	
	8分の1地域メッシュ	5438	23	43	12 <u>3</u>	

[※]地域メッシュ・コードの付け方は表4を参照

図1 日本の国土にかかる第1次地域区画(世界測地系)



注) 各区画内の数字は, 第1次地域区画の地域メッシュ・コードである。

我が国において標準地域メッシュが設定される範囲は、北緯20度から46度まで、東経122度から154度までの地域で、東端が南鳥島(当該第1次地域区画の地域メッシュ・コードは3653)、西端が与那国島(同3622)、南端が沖の鳥島(同3036)、北端が択捉島(同6848)になります。

(2) 標準地域メッシュの区分方法と地域メッシュ・コードの付け方

ア 基準地域メッシュ

告示第143号では,第1次地域区画を縦横8等分して第2次地域区画を区画し,次いで一つの第2次地域区画を縦横10等分して基準地域メッシュ(第3次地域区画)を区画しており,メッシュ・コードもこの体系に沿って付けられています。その関係をまとめると,表3及び表4のようになります。

なお,第 1 次地域区画の地域メッシュ・コードは 4 けたから成り,その上 2 けたは当該区画の南端緯度を 1.5 倍した値とし,その下 2 けたは西端経度の下 2 けたと同じ値として定義されています。

表3 基準地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の間 隔	経度の 間 隔	一辺の 長 さ	地図との関係
第1次地域区画	全国の地域を偶数緯度及び その間隔(120分)を3等分 した緯度における緯線並び に1度ごとの経線とによっ て分割してできる区域	40分	1度	約80km	20万分の1地勢図 (国土地理院発行) の1図葉の区画
第2次地域区画	第1次地域区画を緯線方向 及び経線方向に8等分して できる区域	5分	7分 30秒	約10km	2万5千分の1地 形図(国土地理院 発行)の1図葉の 区画
基準地域メッシュ (第3次地域区画)	第2次地域区画を緯線方向 及び経線方向に10等分して できる区域	30秒	45秒	約 1 km	

表 4 基準地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当地域(斜線部分)
第1次地域区画	4	5438	[36×1.5=54] 西端経度の下2けた [138──→ 38]	北緯 40分 北緯 36度 東経 <u>138</u> 度 139度
第2次地域区画	6		第1次地域区画の地域メッシュ・コード 第1次地域区画の縦の等分 区画に南から0~7の番号 を付け、これをそれぞれの 区画を示す数字とします。 第1次地域区画の横の等分 区画に西から0~7の番号 を付け、これをそれぞれの 区画を示す数字とします。	第1次地域区画 (地域メッシュ・コード5438) 7 6 5 4 3 2 1 0 0 1 2 3 4 5 6 7
基準地域メ ッシュ (第3次地 域区画)	8		第2次地域区画の地域メッシュ・コード 第2次地域区画の縦の等分 区画に南から0~9の番号 を付け、これをそれぞれの 区画を示す数字とします。 第2次地域区画の横の等分 区画に西から0~9の番号 を付け、これをそれぞれの 区画を示す数字とします。	第2次地域区画 (地域メッシュ・コード543823) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(注) 第1次地域区画の地域メッシュ・コードの上2けたは、赤道から緯度方向に40分間隔で区分してきた場合の、0から始まる一連通し番号を表しています。この通し番号を算出するのに南端緯度を1.5倍するのは、第1次地域区画が緯度40分ごとに区画されるため、緯度の1度が1.5区画分に相当するからです。 [1度÷40分=60分÷40分=1.5]

イ 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ(以下「2分の1地域メッシュ」という。)、4分の1の地域メッシュ(以下「4分の1地域メッシュ」という。)、8分の1の地域メッシュ(以下「8分の1地域メッシュ」という。)の3種類が標準地域メッシュとして制定されています。これらの分割地域メッシュの区分方法及び地域メッシュ・コードの付け方は、表5及び表6のとおりです。

表 5 分割地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の 間 隔	経度の 間 隔	一辺の 長 さ
2分の1地域メッシュ	基準地域メッシュ(第3次地域 区画)を緯線方向,経線方向に 2等分してできる区域	15秒	22.5秒	約500m
4分の1地域メッシュ	2分の1地域メッシュを緯線方向,経線方向に2等分してできる区域	7.5秒	11.25秒	約250m
8分の1地域メッシュ	4分の1地域メッシュを緯線方向,経線方向に2等分してできる区域	3. 75秒	5. 625秒	約125m

表 6 分割地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当地域(斜線部分)
			 基準地域メッシュ・コード 	基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)
2分の1地域メッシュ	9		基準地域メッシュの各辺を 2等分して得られる4個の 区画に,南西側,南東側, 北西側,北東側の順に1~	3 4
			4 の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。	2
			2分の1地域メッシュ・ コード	基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)
4分の1地 域メッシュ	10		2分の1地域メッシュの各 辺を2等分して得られる4 個の区画に、2分の1地域 メッシュと同じ順に1~4 の番号を付け、これをそれ	3 4
			ぞれの区画を示す数字とし ます。	3 4 2
			4分の1地域メッシュ・ コード	基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)
8分の1地域メッシュ	11		4分の1地域メッシュの各 辺を2等分して得られる4 個の区画に、2分の1地域 メッシュと同じ順に1~4 の番号を付け、これをそれ	3 4
			でれの区画を示す数字とします。	3 4 2 2 1 2
			I I	

5 緯度・経度から地域メッシュ・コードを算出する方法

地域メッシュ・コードは,第1次地域区画の南端の緯度と西端の経度及び区画の細分 ごとに定められた番号によって構成されています。したがって,任意の地点の地域メッ シュ・コードは,その地点の緯度・経度から算出することができます。

○ 地域メッシュ・コードの算出式

・緯度×60分÷40分= p 余り a

p=第1次地域区画を示す数字の上2けた

a÷5分=q 余りb

q=第2次地域区画を示す数字の上1けた

b×60秒÷30秒=r 余りx

r=第3次地域区画を示す数字の上1けた

・経度−100度= s 余り c

s = 第1次地域区画を示す数字の下2けた

・ $c \times 60$ 分÷ 7分30秒= t 余り d t=第2次地域区画を示す数字の下1けた

・ $d \times 60$ 秒÷45秒= u 余り y u =第 3 次地域区画を示す数字の下 1 けた 基準地域メッシュ・コードは ps qt ru の順に組み合わせたもの

また、反対に地域メッシュ・コードから当該区域の緯度・経度(南端緯度・西端経度) を算出することもできます。

6 地域メッシュの形状と面積

基準地域メッシュの形は一辺がほぼ1kmの正方形といわれていますが、実際にはやや 横長の長方形となっています。また、基準地域メッシュは地球上のどこにあるかによっ て大きさが異なります。表7は、地球の形から理論的に計算した県庁所在地の基準地域 メッシュの縦横の長さと面積です。

我が国は南北に長い国なので、例えば北海道庁が所在する札幌市の基準地域メッシュの横の長さが1,018mであるのに対し、沖縄県庁が所在する那覇市の基準地域メッシュの横の長さは1,249mで、その差は231mにもなります。これは、地球が球体であることから、同じ経度間隔で区切られる緯度線の長さが高緯度になるほど短くなるために起こる現象です。これに対して、縦の長さは、札幌市の基準地域メッシュの926mに対して、那覇市の基準地域メッシュが923mと、3mしか違いません。(縦、横の長さは、国土地理院ホームページの測量計算プログラムで算出しました。)

また、基準地域メッシュの面積は約1km²といわれますが、このように南北の位置によって縦・横の長さが異なるのでその面積は、札幌市の基準地域メッシュが943,000㎡、那覇市の基準地域メッシュが1,153,000㎡と、那覇市の基準地域メッシュの方が札幌市の基準地域メッシュに比べ約1.2倍大きくなります。

このように、地域メッシュは、区分の仕方が同じであっても位置によって大きさが異なり、特に遠距離間で地域メッシュ統計を比較する際には、形状と大きさについて十分注意を払わなければなりません。

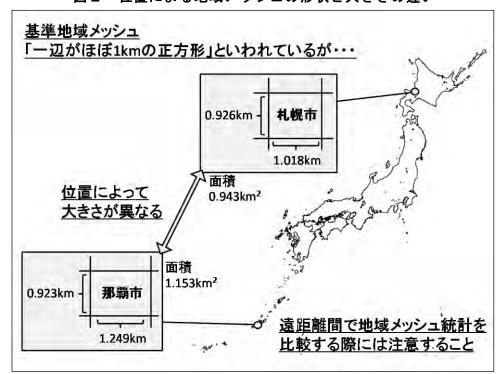


図2 位置による地域メッシュの形状と大きさの違い

表7 都道府県庁の所在する基準地域メッシュの大きさと面積(世界測地系)

都道府	<u></u>	都道	前原県庁本庁舎	の所在する基準	地域メッ	シュの区画	Î	当 該 地 域
都道府県 庁 所 福	ΕÞ	地域メッシュ	左下端の	緯度・経度	長	さ	面積	メッシュを含む
都市名	ζ.	・コード	緯 度	経度	縦	横	(k m ²)	地 形 図 名
			(度,分,秒)	(度,分,秒)	(km)	(km)		(2万5千分の1)
北海道札幌	市	6441-42-77	43° 03′ 30″	141° 20′ 15″	0.926	1.018	0.943	札幌
青森県青森	市	6140-15-89	40° 49′ 00″	140° 44′ 15″	0.925	1.055	0.976	青 森 西 部
岩 手 県盛 岡		5941-41-42	39° 42′ 00″	141° 09′ 00″	0.925	1.072	0.992	盛岡
宮 城 県仙 台			38° 16′ 00″	140° 51′ 45″	0.925	1.094	1.012	仙台東北部
秋 田 県 秋 田		5940-40-68	39° 43′ 00″	$140^{\circ} 06' 00''$	0.925	1.072	0.992	秋 田 西 部
山形県山形			38° 14′ 00″	140° 21′ 45″	0.925	1.094	1.012	山 形 南 部
福島県福島			37° 45′ 00″	140° 27′ 45″	0. 925	1. 102	1.019	福島南部
茨 城 県水 戸	_		36° 20′ 30″	140° 26′ 15″	0.925	1. 122	1.038	水戸
栃木県宇都宮			36° 33′ 30″	139° 52′ 30″	0. 925	1. 119	1.035	宇都宮東部
群馬県前橋		5439-40-64	36° 23′ 00″	139° 03′ 00″	0. 925	1. 122	1.037	前橋
		5339-65-21	35° 51′ 00″	139° 38′ 15″	0. 925	1. 129	1.044	浦和
千葉県千葉			35° 36′ 00″	140° 06′ 45″	0. 925	1. 133	1.047	千葉 東部
東京都新宿	_	5339-45-25	35° 41′ 00″	139° 41′ 15″	0. 925	1. 132	1.046	東京西部
神奈川県横浜		5339-15-31	35° 26′ 30″	139° 38′ 15″	0. 925	1. 135	1.049	横浜東部
新潟県新潟			37° 54′ 00″	139° 00′ 45″	0. 925	1. 099	1. 017	新潟南部
富山県富山		5537-01-36	36° 41′ 30″	137° 12′ 00″	0. 925	1. 117	1. 033	富山
石川県金沢	_		36° 35′ 30″	136° 37′ 30″	0. 925	1. 119	1.034	粟 崎
福井県福井			36° 03′ 30″	136° 12′ 45″	0. 925	1. 126	1.041	福井
山梨県甲府		5338-34-95	35° 39′ 30″	138° 33′ 45″	0. 925	1. 132	1. 047	甲府
長野県長野		5438-71-84	36° 39′ 00″	138° 10′ 30″	0. 925	1. 118	1.034	長 野
岐阜県岐阜	.,.	5336-05-67	35° 23′ 00″	136° 42′ 45″	0. 925	1. 136	1.050	岐阜西部
静岡県静岡			34° 58′ 30″	138° 22′ 30″	0. 925	1. 141	1. 055	静岡東部
		5236-67-12	35° 10′ 30″	136° 54′ 00″	0. 925	1. 139	1.053	名古屋北部
三 重 県津 滋 賀 県大 津			34° 43′ 30″ 35° 00′ 00″	136° 30′ 00″	0. 924	1. 145	1. 058	津 東 部
1000 75 711 74 11		5235-46-09		135° 51′ 45″ 135° 45′ 00″	0. 925	1. 141	1.055	京都東北部京都東北部
京 都 府 京 都 大 阪 府 大 阪		5235-46-20 5235-04-21	35° 01′ 00″ 34° 41′ 00″	135° 45′ 00″ 135° 30′ 45″	0. 925	1. 141	1. 055 1. 059	京都東北部大阪東北部
兵庫県神戸			34° 41′ 00″	135° 30′ 45″ 135° 10′ 30″	0. 924 0. 924	1. 145	1. 059	神戸首部
奈良県奈良		5235-01-24	34° 41′ 00″	135° 49′ 30″	0. 924	1. 145 1. 145	1. 059	奈良
和歌山県和歌山		5135-21-73	34° 13′ 30″	135° 49° 30° 135° 09′ 45″	0. 924	1. 143	1. 065	和歌山
鳥取県鳥取	-	5334-21-09	35° 30′ 00″	134° 14′ 15″	0. 924	1. 134	1. 049	鳥取北部
島根県松江		5333-10-64	35° 28′ 00″	133° 03′ 00″	0. 925	1. 134	1. 049	松江
岡山県岡山		5133-77-94	34° 39′ 30″	133° 55′ 30″	0. 923	1. 146	1. 049	岡山南部
広島県広島			34° 23′ 30″	132° 27′ 00″	0. 924	1. 149	1. 063	広島
山口県山口			34° 11′ 00″	131° 27′ 45″	0. 924	1. 152	1. 065	山 口
徳島県徳島		5134-04-74		134° 33′ 00″	0. 924	1. 154	1. 067	徳島
香川県高松	_		34° 20′ 00″	134° 33′ 00′ 15″	0. 924	1. 154	1. 063	高松北部
	_		33° 50′ 00″	132° 45′ 45″	0. 924	1. 157	1. 069	松山北部
高知県高知	_		33° 33′ 30″	133° 31′ 30″	0. 924	1. 161	1. 073	高知和
福岡県福岡	_		33° 36′ 00″	130° 24′ 45″	0. 924	1. 160	1. 072	福岡
佐 賀 県佐 賀			33° 14′ 30″	130° 17′ 15″	0. 924	1. 165	1. 077	佐 賀 南 部
長崎県長崎	_		32° 44′ 30″	129° 51′ 45″	0. 924	1. 172	1. 083	長崎東南部
熊本県熊本	_		32° 47′ 00″	130° 44′ 15″	0. 924	1. 171	1. 082	熊本
大分県大分	_		33° 14′ 00″	131° 36′ 45″	0. 924	1. 165	1. 077	大 分
宮崎県宮崎	_		31° 54′ 30″	131° 24′ 45″	0. 924	1. 182	1. 092	宮崎
	_	4730-24-74		130° 33′ 00″	0. 924	1. 187	1. 097	鹿児島南部
沖縄県那覇	_		26° 12′ 30″	127° 40′ 30″		1. 249	1. 153	那覇
				15千分の1地形				

注)1 都道府県本庁舎の位置は、国土地理院が2万5千分の1地形図の上で計測した緯度・経度によっています。

² 各基準地域メッシュの縦・横の長さは、国土地理院ホームページの測量計算プログラムで算出しました。

³ 各基準地域メッシュの面積は、縦の長さ×横の長さで算出しました。

7 国土にかかる地域メッシュ数

(1) 国土にかかる地域メッシュ数(世界測地系)

全国土を標準地域メッシュの体系に基づいて区画すると,第 1 次地域区画で176に区画されます。これを都道府県ごとに,その区域にかかる地域メッシュ数を数えたものが表 8 です。

(2) 常住者のいる地域メッシュ数(世界測地系)

表9は、平成22年国勢調査に関する地域メッシュ統計から求めた、全国及び都道府 県の常住者のいる(人口のある)地域メッシュ数です。

表8 都道府県の区域にかかる地域メッシュ数一覧(世界測地系)

(平成22年国勢調查)

都	道府県名		第1次地域区画	第2次地域区画	基準地域メッシュ (第3次地域区画)	2分の1地域メッシュ	
<u></u>	全 国		176	4, 874	386, 497	1, 515, 129	
01 北	海	道	40	1, 129	91, 409	359, 874	
02 青	森	県	8	153	10, 405	40, 424	
03 岩	手	県	7	193	15, 955	62, 774	
04 宮	城	県	5	112	7, 818	30, 235	
05 秋	田	県	6	157	12, 178	47, 685	
06 山	形	県	6	124	9, 596	37, 715	
07 福	島	県	6	175	13, 844	54, 456	
08 茨	城	県	5	90	6, 126	23, 644	
09 栃	木	県	4	84	6, 456	25, 324	
10 群	馬	県	5	91	6, 474	25, 267	
11 埼	玉	県	4	54	3, 868	15, 035	
12 千	葉	県	5	79	5, 303	20, 502	
13 東	京	都	21	84	2, 644	9, 514	
14 神	奈 川	県	4	45	2, 596	9, 848	
15 新	潟	県	7	189	13, 038	50, 763	
16 富	山	県	4	62	4, 392	17, 026	
17 石	Ш	県	5	78	4, 492	17, 148	
18 福	井	県	4	72	4, 422	16, 938	
19 山	梨	県	3	66	4, 500	17, 526	
20 長	野	県	8	177	13, 541	53, 148	
21 岐	阜	県	6	137	10, 605	41, 590	
22 静	畄	県	7	113	7, 823	30, 382	
23 愛	知	県	6	78	5, 316	20, 515	
24 三	重	県	5	95	6, 050	23, 248	
25 滋	賀	県	4	56	3, 549	13, 501	
26 京	都	府	5	76	4, 806	18, 447	
27 大	阪	府	2	37	2, 078	7, 809	
28 兵	庫	県	6	121	8, 534	33, 092	
29 奈	良	県	5	53	3, 719	14, 422	
30 和	歌山	県	5	75	4, 848	18, 640	
31 鳥	取	県	4	60	3, 634	13, 940	
32 島	根	県	10	117	6, 875	26, 335	
33 岡	Щ	県	6	97	7, 206	27, 941	
34 広	島	県	4	117	8, 744	33, 662	
35 山	口	県	7	108	6, 590	24, 804	
36 徳	島	県	4	62	4, 184	16, 210	
37 香	Л	県	2	46	2, 222	7, 998	
38 愛	媛	県	5	110	6, 209	23, 206	
39 高	知	県	6	108	7, 128	27, 595	
40 福	岡	県	5	85	5, 125	19, 642	
41 佐	賀	県	4	42	2, 542	9, 664	
42 長	崎	県	10	126	5, 434	19, 110	
43 熊	本	県	5	110	7, 480	28, 854	
44 大	分	県	5	96	6, 404	24, 697	
45 宮	崎	県	5	102	7, 539	29, 362	
46 鹿	児 島	県	18	205	9, 852	36, 563	
(注) 寸	縄	県	15	113 かろ地域メッシュ数です	2, 900	9, 823	

⁽注) 北方四島及び竹島を含む日本の国土にかかる地域メッシュ数です。 なお、都道府県の境界にかかる地域メッシュはそれぞれの都道府県ごとに数えています。したがって、全国を 一つの地域として数えた地域メッシュ数と、都道府県にかかる地域メッシュ数を足し上げた数値は一致しません。

表9 都道府県別常住者のいる地域メッシュ数一覧(世界測地系)

(平成22年国勢調査)

都道府県名			第1次地域区画	第2次地域区画	基準地域メッシュ (第3次地域区画)	成22年国勢調査) 2分の1地域メッシュ
	全 国		151	4, 310	180, 220	477, 172
01 北	<u> </u>	道	32	825	21, 279	
01 北 02 青			32 8			45, 488
	森	県		130	3, 548	8, 482
	手	県	7	174	6, 829	17, 205
04 宮	城	県	5	96	4, 700	13, 226
05 秋	田	県	6	123	4, 149	9, 872
06 山	形	県	6	98	3, 249	7, 996
07 福	島	県	6	151	6, 972	18, 920
08 茨	城	県	5	85	5, 104	16, 584
09 栃	木	県	4	73	4, 114	12, 805
10 群	馬	県	4	74	3, 066	8, 946
11 埼	玉	県	4	50	3, 078	10, 531
12 千	葉	県	5	75	4, 643	15, 264
13 東	京	都	11	55	1, 618	5, 468
14 神	奈 川	県	3	41	1,857	6, 289
15 新	潟	県	7	150	5, 283	13, 324
16 富	山	県	4	51	1,826	5, 470
17 石	Ш	県	5	66	2, 274	5, 556
18 福	井	県	4	57	1,727	4, 399
19 山	梨	県	3	53	1, 731	4, 624
20 長	野	県	7	142	5, 204	13, 861
21 岐	阜	県	6	112	4,005	10, 549
22 静	岡	県	7	100	4, 172	11, 679
23 愛	知	県	5	75	3, 968	12, 317
24 三	重	県	4	86	3,080	8, 381
25 滋	賀	県	4	50	1,847	4, 995
26 京	都	府	5	66	2,578	6, 357
27 大	阪	府	2	33	1,536	5, 110
28 兵	庫	県	6	113	5, 153	13, 854
29 奈	良	県	5	46	1,632	4, 338
30 和	歌山	県	3	66	2, 283	5, 619
31 鳥	取	県	4	51	1, 784	4, 138
32 島	根	県	9	99	4, 156	9, 976
33 岡	Щ	県	4	88	4, 873	12, 744
34 広	島	県	4	106	5, 549	14, 208
35 山	П	県	7	98	4, 028	9, 828
36 徳	島	県	4	57	2, 204	5, 674
37 香	Ш	県	2	40	1,609	4, 759
38 愛	媛	県	5	96	3, 319	8, 024
39 高	知	県	6	97	3, 170	7, 222
40 福	岡	県	3	75	3, 827	11, 458
41 佐	賀	県	4	39	1, 853	5, 247
42 長	崎	県	9	108	3, 298	8, 721
43 熊	本	県	5	102	4, 484	11, 690
44 大	分	県	5	90	3, 957	9, 986
45 宮	崎	県	5	92	3, 488	8, 840
46 鹿	児島	県	16	174	5, 740	14, 783
47 沖	縄	県	11	82	1, 322	3, 333
生1 1円	小 电	が	11	02	1, 344	ა, ააა

⁽注) 都道府県の境界にかかる地域メッシュは、それぞれの都道府県ごとに数えています。したがって、全国を一つの地域として数えた地域メッシュ数と、都道府県にかかる地域メッシュ数を足し上げた数値は一致しません。

参考

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード

〔昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号〕

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コードを定めたので,次のと おり告示する。

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード

1 標準地域メッシュ

統計に用いる標準地域メッシュは、基準地域メッシュ、基準地域メッシュを分割した 地域メッシュ(以下「分割地域メッシュ」という。)および基準地域メッシュを統合した 地域メッシュ(以下「統合地域メッシュ」という。)とする。

(1) 基準地域メッシュ

基準地域メッシュは、次に定める方法により作成する。

ア 全国の地域を1度ごとの経線ならびに偶数緯度およびその間隔を3等分した緯度 における緯線とによって分割して第1次地域区画を作る。

イ 第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して第2次地域区画を作る。

ウ 第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して第3次地域区画を作り、これを基準地域メッシュとする。

(2) 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ(以下「2分の1地域メッシュ」という。)、4分の1の地域メッシュ(以下「4分の1地域メッシュ」という。)および8分の1の地域メッシュ(以下「8分の1地域メッシュ」という。)とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名	称	作 成 方 法
2分の1地	或メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に 2 等分する。
4分の1地	域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に 4 等分する。
8分の1地	或メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に8等分する。

(3) 統合地域メッシュ

統合地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2倍の地域メッシュ(以下「2倍地域メッシュ」という。)、5倍の地域メッシュ(以下「5倍地域メッシュ」という。) および10倍の地域メッシュ(以下「10倍地域メッシュ」という。) とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作 成 方 法
2倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分する。
5倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分する。
10倍地域メッシュ	第2次地域区画とする。

2 標準地域メッシュ・コード

標準地域メッシュのコードは、地域メッシュの種類ごとに、次により定める数字とする。

(1) 基準地域メッシュのコード

基準地域メッシュのコードは、次に定める第1次地域区画,第2次地域区画および第3次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた8けたの数字とする。

- ア 第1次地域区画を示す数字は、区画の南端緯度を1.5倍して得られる度数を示す 2けたの数字および西端経度を示す数字から100を減じて得られる2けたの数字を この順に組み合わせた4けたの数字とする。
- イ 第2次地域区画を示す数字は,第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して得られる各区画に,経線方向については南から,緯線方向については西から, それぞれ0から7までの数字を付し,これを経線方向に付した数字,緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。
- ウ 第3次地域区画を示す数字は,第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して得られる各区画に,経線方向については南から,緯線方向については西から, それぞれ0から9までの数字を付し,これを経線方向に付した数字,緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。
- (2) 分割地域メッシュのコード分割地域メッシュのコードは、次のとおりとする。
 - ア 2分の1地域メッシュのコードは、基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付してそれぞれの区画を示す数字とし、これを当該基準地域メッシュのコードの次に加えた9けたの数字とする。
 - イ 4分の1地域メッシュのコードは、2分の1地域メッシュを経線方向および緯線 方向に2等分して得られる各区画に、アと同じ方法により付した数字を2分の1地 域メッシュのコードの次に加えた10けたの数字とする。

- ウ 8分の1地域メッシュのコードは、4分の1地域メッシュを経線方向および緯線 方向に2等分して得られる各区画に、アと同じ方法により付した数字を4分の1地 域メッシュのコードの次に加えた11けたの数字とする。
- (3) 統合地域メッシュのコード統合地域メッシュのコードは、次のとおりとする。
 - ア 2倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュが属する第1次地域区画および 第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に、当該第2 次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分して得られる各区画に、経線方向に ついては南から、緯線方向については西から、それぞれ0、2、4、6および8の 数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わ せた数字をそれぞれの区画を示す数字として加え、その次に数字の5を加えた9け たの数字とする。
 - イ 5倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュが属する第1次地域区画および 第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に、当該第2 次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南 東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付し、それぞれの区画を示 す数字として加えた7けたの数字とする。
 - ウ 10倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュの属する第1次地域区画および 第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字とする。
- (4) コードの一部の省略

標準地域メッシュ・コードの使用にあたっては、その一部である上位のけたを省略することができる。その際は、省略されたコードが標準地域メッシュ・コードのどの位置に当たるかを明示する必要がある。